保存版

快適ガスライフの基礎知識

安心してガスをお使いいただくために

ガス機器はガスの種類と合うものを …… 1
敷地内のガス設備は、お客さまの所有物です… 2
排気筒（煙突）はときどき点検を …… 3
ガス機器使用時は、換気しましょう…… 4
こんな使い方は大変危険 …… 5
正しい接続で安全に …… 7
もしものために、おすすめします…… 9
マイコンメーターでガスが止まったときは……10
ガス機器を長く安全にご使用いただくために …11
お客さま情報の取扱いについて……13
ガス臭いと感じたときは、すぐガス事業者へ連絡!… 15

使用の際は

換気してください

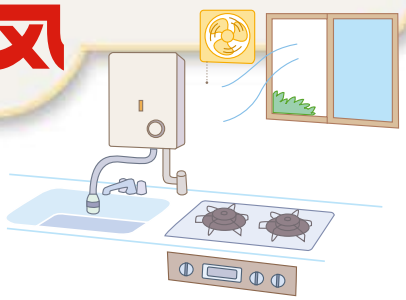

気がついたら

連絡してください

- ガス臭い
- 警報器が作動したり
- 気掛かりなこと など

ガス事業者へ連絡!

お名前、ご住所、ご近所の目標、状況などをお知らせください。

静岡ガス株式会社

お届けしているガスの種類は都市ガス13Aです。

1 ガス機器は、ガスの種類と合うものを

お届けしているガスは13Aです
都市ガスは全国で7種類あります

⚠ご注意

お届けしているガスには、有毒な物質である一酸化炭素（CO）が含まれておりませんが、取扱いを誤ると一酸化炭素（CO）中毒や爆発などの危険性がありますのでご注意ください。

ガス機器はガスの種類と合うものを！

⚠ご注意

ガス機器がガスの種類と合ってないと、正常な燃焼をせず、有毒な一酸化炭素（CO）が発生して、中毒などの原因となりますから大変危険です。

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状として、頭痛、吐き気、気分が悪いなど、風邪に似た症状が現れます。症状が重い場合、死亡事故につながるおそれがあります。

ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。

- 新しくガス機器をお買い求めになる時
- 今までご使用されていなかったものをお使いになる時

ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。

※お引越しの時には特にご注意ください。

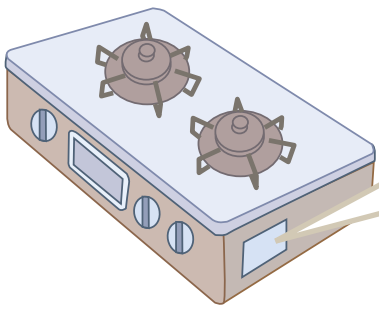

AB―120―（a）1 → 型式
都市ガス用13A → **適合するガスの種類**
○○○kW（○○○kcal/h） → ガス消費量
200907―0001 → 製造年月・製造番号
○○○株式会社 → メーカー名

お持ちのガス機器をご確認ください

- 取扱説明書を必ず読み、正しくご使用ください。
- 10年程度以上ご使用になった機器については、

小型湯沸器	ガスコンロ	ふろがま・給湯器
型　式	型　式	型　式
メーカー名	メーカー名	メーカー名
購入年月日	購入年月日	購入年月日
製造年月	製造年月	製造年月
お買い上げ店名	お買い上げ店名	お買い上げ店名

敷地内のガス設備は、お客さまの所有物です

敷地内のガス管やガス機器は、お客さまの大切な所有物です。ガス設備の修理、お取り替えは有償で施工させていただきます。

※改装や敷地内を掘る工事をされるときは、ガス事業者へご連絡ください。安全に工事していただくために、アドバイスさせていただきます。

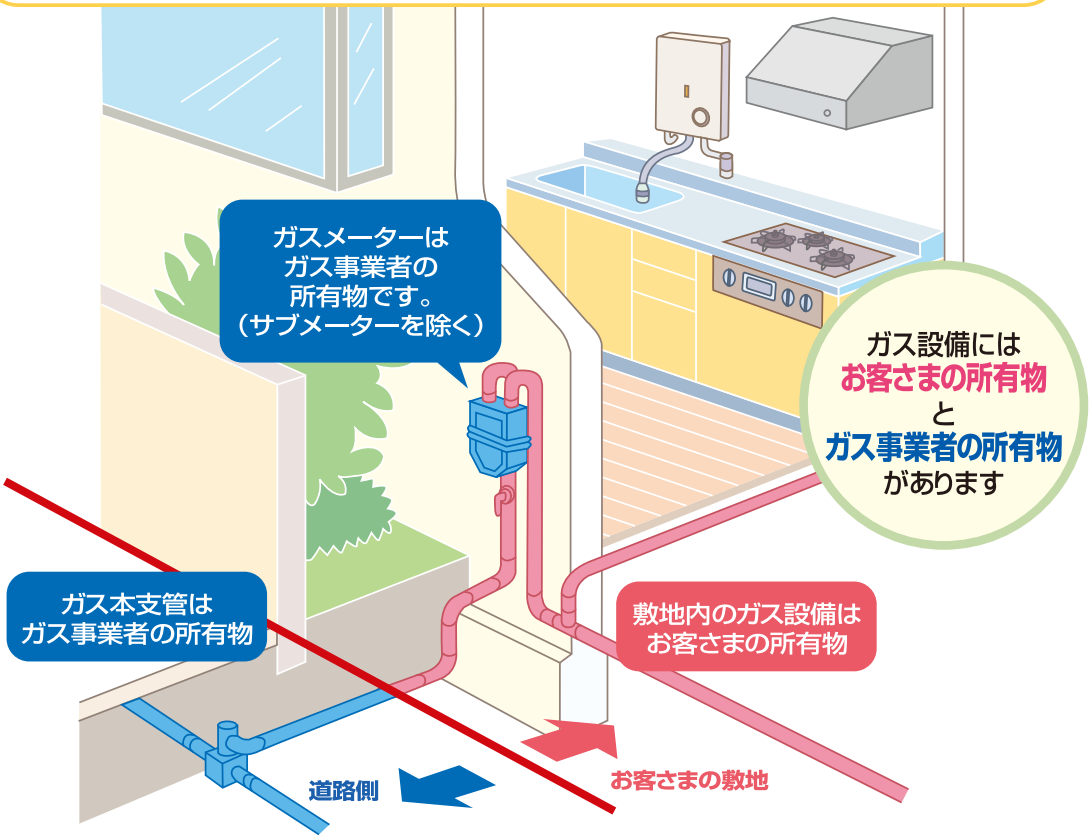

ガスメーターおよび敷地外のガス設備は、ガス事業者の所有物です。（サブメーターを除く）

ガスメーターは計量法に基づき検定満期（7年または10年）が来たら取り替えます。

点検をお勧めします。販売店などにご相談ください。

ガスファンヒーター・ガスストーブ	ガス炊飯器	
型　式	型　式	型　式
メーカー名	メーカー名	メーカー名
購入年月日	購入年月日	購入年月日
製造年月	製造年月	製造年月
お買い上げ店名	お買い上げ店名	お買い上げ店名

排気筒（煙突）はときどき点検を

⚠ご注意

排気筒（煙突）が詰まっていると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる場合があり大変危険です。
以下のような状態になっていないか、点検を行ってください。

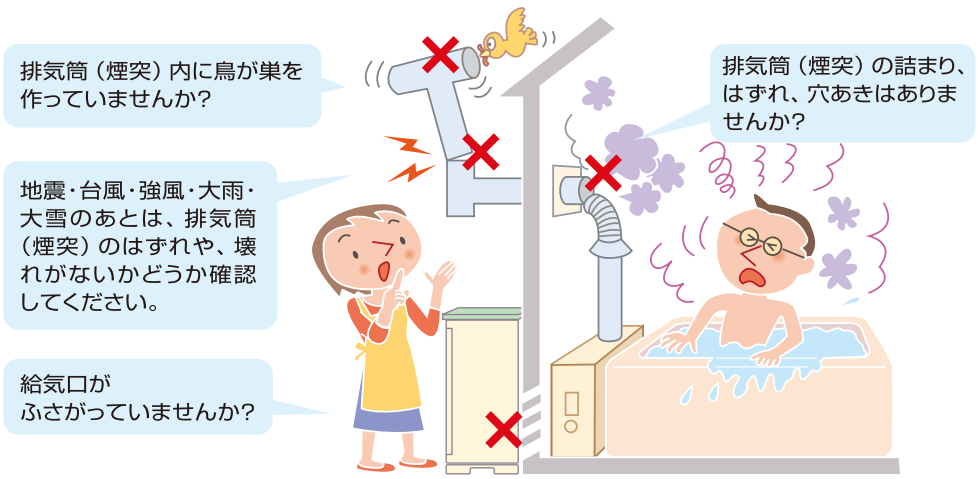

隠ぺい部に設置されている排気筒も点検してください。
隠ぺい部に設置されている排気筒の腐食による穴あきやはずれにより、排気ガスが室内に入り込み、一酸化炭素（CO）中毒を起こす危険があります。

ガス機器のご使用、日常管理について

⚠ご注意

- **ガス機器の安全なご使用、日常管理については、取扱説明書をよく読んでいただき、その内容を理解し、ご使用いただくことが大切です。**
- **ガス機器ご使用時に不快な臭い、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱などがあれば、ただちに使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。**

ガス小型湯沸器

熱交換器の目づまりなど、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる場合があります。時々上部（防熱板の下）に汚れや詰まりがないかチェックしてください。上部に汚れや詰まりがある場合や使用中に火が消える場合は、販売店に点検・修理(有償)をお申し込みください。

ガス暖房機

FF暖房機、ファンヒーターは裏側のエアフィルターのお掃除をしましょう。

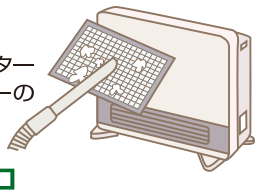

ガステーブルコンロ

バーナーが目づまりしたまま使うと不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる場合があります。時々器具ブラシなどでお掃除をしてください。

ガス風呂がま

空だきに注意しましょう。
ガス風呂がまや浴槽を傷めたり、火災の原因にもなります。また、風呂がまが水につかると故障の原因にもなります。

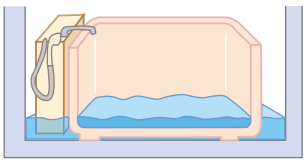

ガス機器は新鮮な空気を求めています

⚠ご注意

ガス機器が劣化していたり、換気が不十分な状態でガスが燃焼すると、不完全な燃焼となり、同時に有毒な一酸化炭素（CO）が発生し中毒となる恐れがあります。

キッチンで

コンロや小型湯沸器をお使いになる時は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気しましょう。小型湯沸器は安全装置が付いていても必ず換気しましょう。コンロや小型湯沸器を使用中に止まったら点検修理をお申込みください。

お部屋で

ファンヒーターをお使いになる時は1時間に1～2回程度、新鮮な空気に入れ替えましょう。

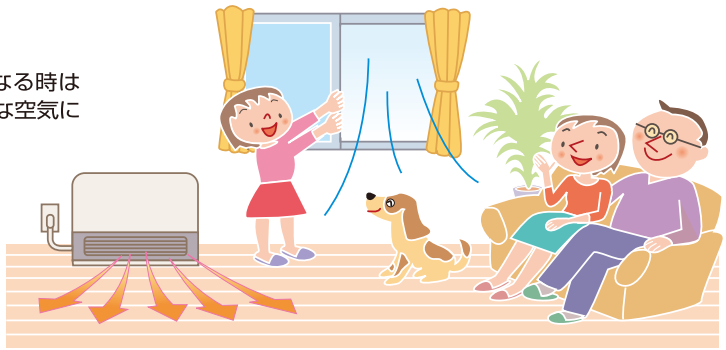

一酸化炭素は無色・無臭 吸い込むと死にいたることも… だからコワイんです！

- 一酸化炭素は、無色・無臭。気づきにくいものですが、毒性は強力で、少量でも危険です。
- 軽い中毒症状は頭痛・吐き気など、風邪に似ていますが、手足がしびれて動けなくなることがあります。
- 重症になると、脳細胞を破壊したり、意識不明になったり、死亡にいたることもあります。

空気中の一酸化炭素と中毒症状

CO(%)	呼吸時間および症状
0.02	2～3時間内に軽い頭痛
0.04	1～2時間で前頭痛 2.5～3.5時間で後頭痛
0.08	45分で頭痛、めまい、吐気 2時間で失神
0.16	20分で頭痛、めまい、吐気 2時間で致死
0.32	5～10分で頭痛、めまい 30分で致死
0.64	1～2分で頭痛、めまい 10～15分で致死
1.28	1～3分で死亡

都市ガスによる事故で最も多いのが 一酸化炭素中毒です！

ガスによる事故の半数以上が排ガスによる中毒で発生しています。ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。
しかし閉め切った室内で換気扇も回さずにガス機器を使用していると、酸素不足になります。これが事故発生の大きな原因のひとつになっています。

平成10年～14年

現象別事故件数

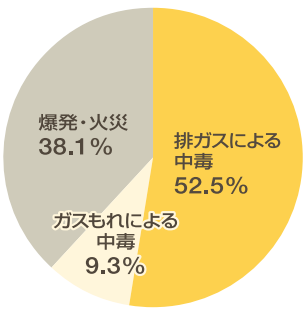

※経済産業省／都市ガス事故情報データベースより

こんな使い方 は大変危険!

⚠ご注意

ガステーブルコンロ

揚げものをしている時やグリルを使用している時は、その場から離れないことが大事です。来客や電話などでその場から離れる時には、必ず火を止めてください。揚げ物はセンサーのついている側でおこなってください。

火災の原因になります。

メーカーの純正部品以外は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる場合があります。
（市販されている、いわゆるガスコンロ用省エネリングなど）

小型湯沸器

小型湯沸器で浴槽、洗濯機への給湯、シャワー、洗髪等の長時間連続使用は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となり、大変危険です。絶対におやめください。

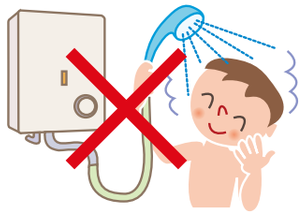

ガスストーブ・ガスファンヒーター

ガスストーブやガスファンヒーターの付近には、スプレー缶や衣類など燃えやすい物は置かないでください。小さなお子さまがいるご家庭ではやけどなどに注意しましょう。

火災の原因になります。

低温やけどになる恐れがあります。

衣類乾燥機

ご使用前に衣類をお確かめください。
油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていない場合があります。油の酸化発熱により自然発火する恐れがありますので、ポリプロピレン繊維製の衣類や下記の油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥機で乾燥させないでください。

油分が付着した衣類は乾燥させない

- 美容オイル（ボディオイル、エステ系のオイルなど）
- 食用油、機械油、動物系油
- ドライクリーニング油、ベンジン、シンナー
- ガソリン、樹脂（セルロース系）

⚠ご注意…波板などで囲わないでください

- 屋外に設置されたガス機器を増改築により、屋内化したり、波板などで囲うことは大変危険です。
- 増改築工事などで排気筒を取り外したり、給排気設備をビニールシート等で覆った場合は、ガス機器を使用しないでください。
- 新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による一酸化炭素（CO）中毒や、ガス機器の故障の原因となります。

⚠ご注意…屋内にガス風呂がま・湯沸器等を設置するときには

- 法令により適正な給排気設備の設置が義務づけられています。
- 給排気設備に不備があると一酸化炭素（CO）中毒を引き起こす恐れがあります。
- 工事は国で定められた資格が必要です。
- 屋内には屋内用のガス機器を設置してください。
- 施工後、正しく設置されたことを表示したラベルが貼付されていることをご確認ください。（小型湯沸器を除く）

特定ガスの消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事事業者の氏名又は名称及び連絡先	○○○○設備 ○○○○○○○○　○○○○
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び施工年月日	年　月　日

⚠ご注意…ガス機器の排気口や周辺に可燃物を放置すると火災の恐れがあります

ガス機器は取扱説明書の記載に従い、周囲との離隔距離を正しくとってください。

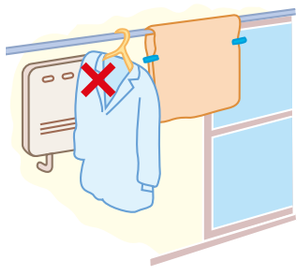

機器側方や上方にはタオル掛けなどは設置しないでください。

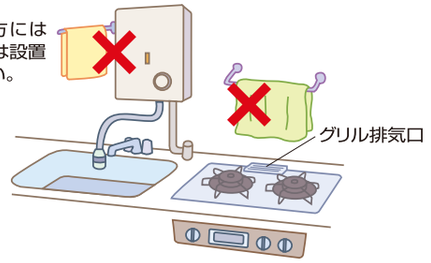

⚠ご注意…機器の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください

- 屋外で給気と排気を行う、これらのタイプのガス機器でも、窓や換気口等の建物開口部から排気が室内に流入し、不快な臭いがしたり気分が悪くなる恐れがありますので、ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。
- 機器の排気口周辺がすすけていたり、機器使用中に気分が悪くなった場合は、機器が不完全燃焼している恐れがあります。至急、機器購入店または修理店にご連絡ください。

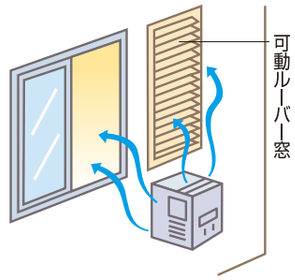

⚠ご注意…特殊な機器を使用するときには

ガスと酸素や圧縮空気を併用する時は、ガス事業者に連絡してください。

⚠ご注意…金網ストーブをお持ちのお客さまへ

- 赤熱面（金網部分）に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる恐れがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のガスファンヒーターなどへお取り替えください。
- 暖房シーズン前に点検（有償）をおすすめします。

無理な接続はガス漏れ、火災などの原因になります

接続する場合には、ガス機器及び接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続していただくことが大切です。

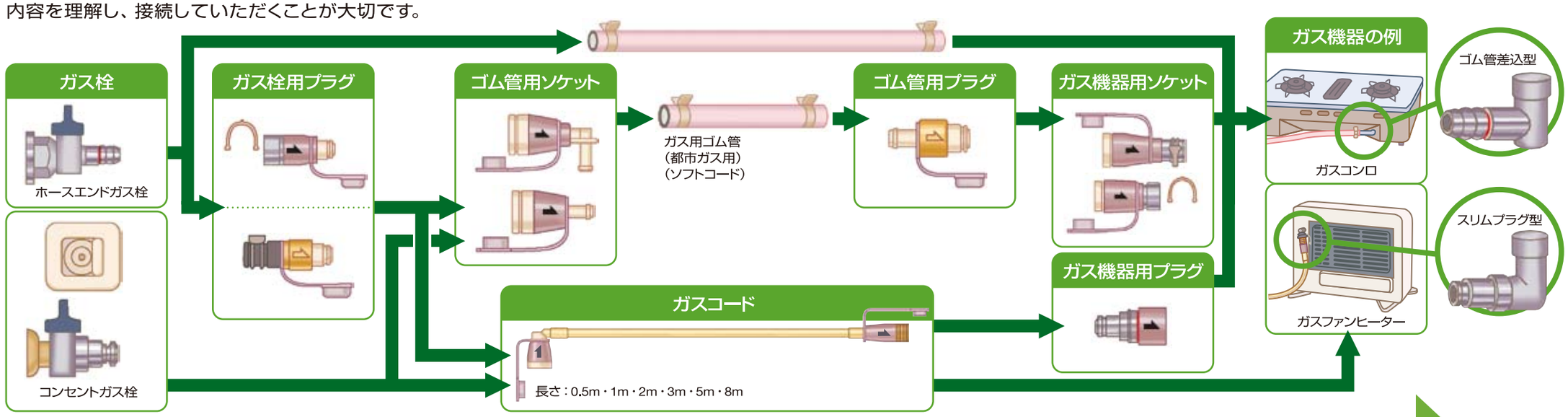

ガスの流れ：ガスが矢印（→）方向に流れるように接続してください

ガス接続部品（ガスコード・プラグ・ソケット）には、それぞれガスの流れる方向があります。
本体の矢印の方向にガスが流れるように注意してください。

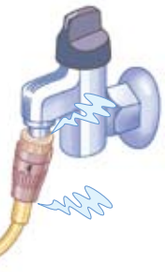

- コンセントガス栓（ガス栓用プラグ）にガスコード（ゴム管用ソケット）を取り付ける際には、カチッと音がするように確実に取り付けてください。
- 接続具はサイズ（9.5mm・13mm）・接続形状にあったものをご使用ください。ゴム管用ソケットには、S型・L型の種類があります。ソフトコード・ゴム管用ソケットに無理な力がかからないよう適切な種類を選んで接続してください。
- ネジ接続は有資格者による施工が必要です。不使用のネジガス栓には、プラグを取り付けてください。

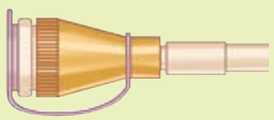

ガス機器及び接続具の接続時には、ごみなどの異物がないことを確認して、確実に接続してください。
ガス接続部に傷がついたり、異物が付着するとガス漏れの原因となりますので、ていねいに清潔にお取扱いください。また、接続していないときは、ガス機器や接続具のキャップをはめてください。

おすすめします ヒューズガス栓

- 万一ゴム管がはずれたり、途中で切れたりして多量のガス漏れがあった時、自動的にガスを止めます。
- 旧型ガス栓をお使いのお客さまは、ヒューズガス栓へのお取り替えをお勧めします。

※新しく取り付けるガス栓はヒューズガス栓になっています。

ヒューズ機能の仕組み

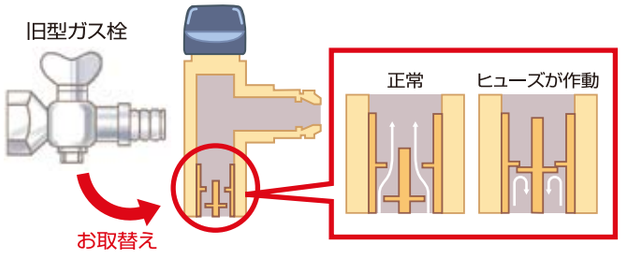

ゴム管は大丈夫ですか？

⚠ご注意

- ひび割れや固くなったものはお取り替えください。

- ゴム管は赤い線までキッチリ差し込んでください。

- ゴム管は必ずゴム管止めで止めてください。
- 使わないガス栓にはガス栓キャップをかぶせてください。
- ガス栓キャップはときどき点検を行い、ひび割れや固くなったものはお取り替えください。

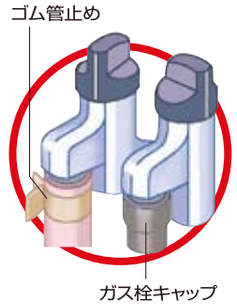

古いゴム管はお早めにお取り替えください

現在、市販されているガス用ゴム管は全て耐久性にすぐれたガスソフトコード（白色系）になっています。なお、ガスソフトコードについても定期的にお取り替えください。

7 もしものために、おすすめします

安全型機器をお勧めします

立消え安全装置付ガステーブル
調理油過熱防止（あげルック®）装置付ガステーブル
煮こぼれや点火ミスなどで火が消えた時、立ち消え安全装置がガスをストップ。また、天ぷら油の温度が約250℃になると、調理油過熱防止（あげルック®）装置がガスを止め火災を防止します。そのほか、消し忘れタイマーなどが付いている機種もあります。

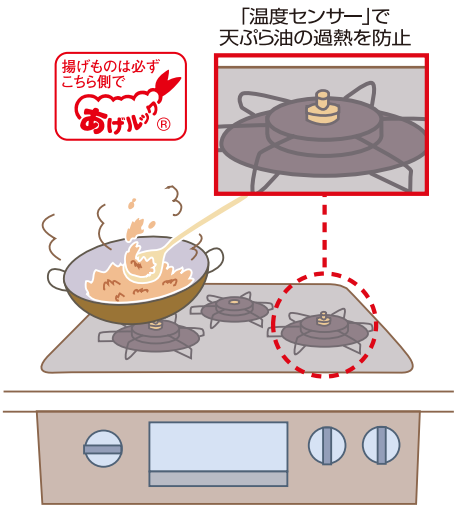

すべてのバーナーに、最新センサがつきます！

全口センサー搭載
Siセンサーコンロ

08年4月から製造されているガスコンロ※は、すべてのバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置、消し忘れ消火機能など、安心&便利機能を搭載。キッチンライフが、さらに楽しく快適になります。

※持ち運びできる卓上１口コンロを除く、すべてのガスコンロ。

不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器
ほこりによる熱交換器の目づまり等があった時、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。

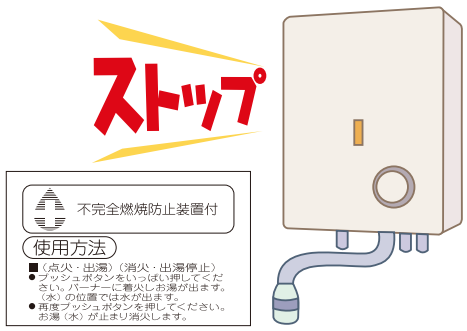

不完全燃焼防止装置付ガスファンヒーター
フィルターの目づまり等で新鮮な空気が不足したら、異常を検知し自動的にガスを止めます。

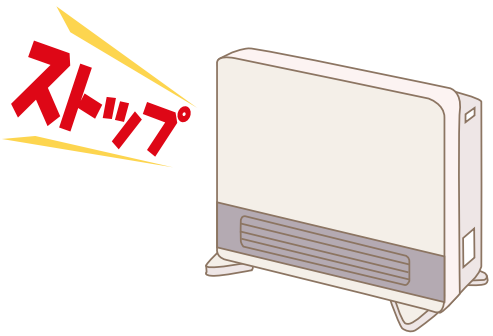

不完全燃焼防止装置付の機器でも、お使いになるときは必ず換気をしてください。

もしものために暮らしを見張ります

都市ガス警報器
万一ガス漏れが発生した場合、ランプと警報音でお知らせします。24時間ガス漏れを監視する、暮らしの見張り番です。また、不完全燃焼や火災が発生したときに、お知らせする機能のついた都市ガス警報器もあります。有効期限（5年）がすぎる前に、お取り替えが必要です。

マイコンメーターでガスが止まったときは、次のように対応してください

⚠警告

ガス漏れの疑いもありますので、ガス臭くないか十分確認してください。ガス臭いときは、すぐにガス事業者へご連絡ください。

- ガス臭くないとき（ガス漏れ以外の原因のとき）は、復帰の手順に従って操作してください。

復帰の手順

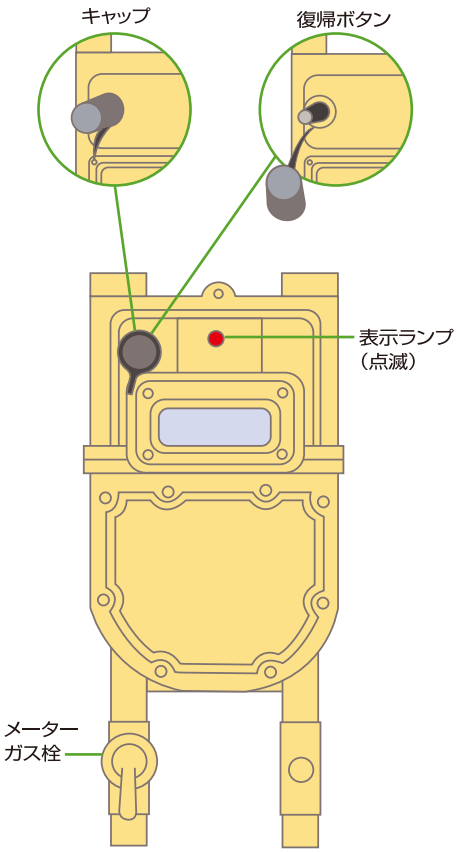

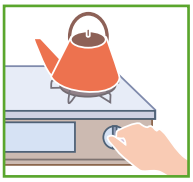

器具栓を閉じるか、運転スイッチを切り、すべてのガス機器を止めてください。屋外の機器も忘れずに。使っていないガス栓は閉まっていることを確認してください。この時メーターガス栓は閉めないでください。

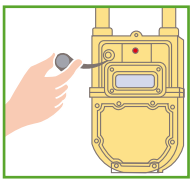

復帰ボタンのキャップを手で左に回し、キャップを外してください。

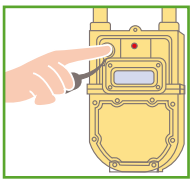

復帰ボタンを止まるまでしっかり押して、表示ランプが点灯したらすぐ手を離してください。キャップは必ず元通りに取り付けてください。

約3分間お待ちください。この間ガス漏れがないか確認していますので、ガスを使わないでください。3分経過後に、再度ガスメーターをご確認頂き、赤ランプの点滅が消えていれば、ガスが使えます。

マイコンメーターは、こんな時にガスをしゃ断します（赤ランプが点滅します）

- 地震
- 多量のガス漏れ
- 機器の消し忘れ
- 機器の長時間使用

※3分経過後も、ガスが止まったままで赤ランプが点滅している場合は、ガス機器の止め忘れやガス漏れが考えられますので、もう一度ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがないか確認してください。
※正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合はガス事業者へ連絡してください。

「長期使用製品安全点検制度」をご存知ですか？　～平成21年4月以降に特定保守製品をご購入のお客さまへ～

製品が古くなると、部品が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こす恐れがあります。**「長期使用製品安全点検制度」**では、メーカーなどに**所有者登録**することで、適切な時期に**点検通知**が届きますので、点検を受けてください**（点検には料金がかかります）**。

下記の対象製品（特定保守製品）をお持ちのお客さまは、所有者登録をしましょう

〈特定保守製品には、機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています〉

屋内に設置されているガス瞬間湯沸器及びガスバーナー付きふろがまが対象となります

開放燃焼式
ガス瞬間湯沸器

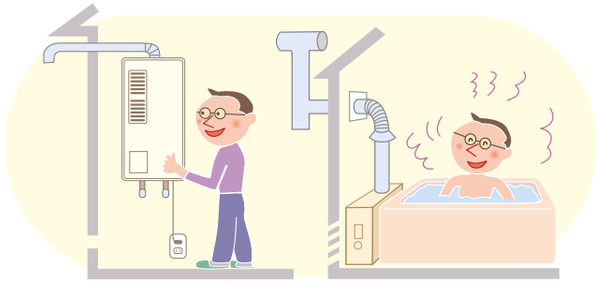

半密閉燃焼式
ガス瞬間湯沸器・ガスバーナー付ふろがま

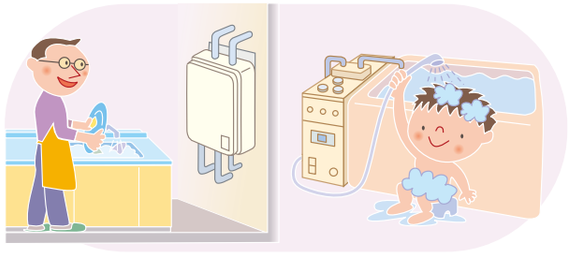

密閉燃焼式
ガス瞬間湯沸器・ガスバーナー付ふろがま

ガス製品を安心して長くご使用いただくために、法定点検の他に定期的な点検をお勧めします。

平成21年4月以前に購入されました製品も点検が可能ですので、詳しくはメーカーへお尋ねください（製品によっては、点検の結果で整備が必要な場合に整備用部品がない場合があります）。

※特定保守製品には、電気製品や石油製品もあります。詳しくはメーカーへお尋ねください。
電気製品：ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機
石油製品：石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房器

この制度のお知らせホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

- 経済産業省商務流通グループ製品安全課 03-3501-4707（直）
- 北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室 011-709-1792（直）
- 東北経済産業局産業部消費経済課製品安全室 022-215-9887（直）
- 関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室 048-600-0409（直）
- 中部経済産業局産業部消費経済課製品安全室 052-951-0576（直）
- 近畿経済産業局産業部消費経済課製品安全室 06-6966-6098（直）
- 中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 082-224-5671（直）
- 四国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 087-811-8526（直）
- 九州経済産業局産業部消費経済課製品安全室 092-482-5523（直）
- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 098-866-1731（直）

長期使用製品安全点検制度の流れ　「特定保守製品」を購入されたら

1 販売者から※点検制度についての説明を受けます
※工務店、不動産販売業者の場合もあります

2 所有者票を返送します（所有者登録）

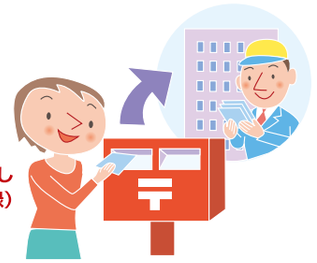

3 点検時期が来たら通知が届きます

4 点検を依頼します
※点検には料金がかかります

5 点検を受けます

「長期使用製品安全点検制度」はメーカーに登録された所有者へ点検時期をお知らせして点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送し、登録しましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。

※所有者登録をいただいた情報は、点検通知、リコール等の製品安全に関するお知らせに使用いたします。

点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めにメーカーにお知らせください。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主さまが設置・所有している場合には、家主さまが所有者登録・点検のお申込みをしてください。

特定製造事業者　連絡先

（株）ガスター 点検センター	0120-642-109
（株）世田谷製作所 営業部管理課	03-3424-2121
（株）タイヘイ 本社	0256-92-7788
高木産業（株） 点検受付センター	0120-323-884
（株）長府製作所	0120-921-971
（株）ノーリツ コンタクトセンター	0120-911-026
（株）ハーマン 点検受付センター	0120-780-137
（株）パロマ お客様相談室	052-824-5145
モリタ工業（株） サービス課	0120-446-252
リンナイ（株） 製品点検センター	0120-493-110
大阪ガス（株） お客さまセンター	0120-0-94817
東京ガス（株） お客さまセンター	03-3344-9199
東邦ガス（株） 特定保守製品点検センター	0120-872-909

お持ちのガス機器のメーカーが上記連絡先にない場合には、以下にお問い合わせください。

社団法人　日本ガス石油機器工業会
03-3252-6101

1. お客さま情報の保護についての考え方

個人情報取扱事業者である静岡ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、各種業務を円滑に行うため、各種の申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、又は電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報（氏名、住所、電話番号、Ｅメールアドレス等）を収集･利用させていただいております。当社は、これらのお客さま情報の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、お客さま情報について、以下の内容に従って取り扱います。

2. 利用目的について

当社では、お客さま情報を次の目的に利用させていただきます。

①エネルギー供給及びその普及拡大
②エネルギー供給設備工事
③エネルギー供給設備･消費機器 (厨房、給湯、空調等) の保安
④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
⑤エネルギー消費機器･警報器等の機器･住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理･点検、商品開発、アフターサービス
⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ･ＰＲ、調査・データ集積、教育、研究開発
⑦その他上記①から⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

3. お客さま情報の第三者への開示・提供について

「(2) 利用目的について」に記載した場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き、お客さま情報を第三者へ開示又は提供いたしません。

①ご本人の同意がある場合
②法令に基づき開示・提供を求められた場合
③人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
⑤国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
⑥次項（4）に掲げる者に対して提供する場合

4. お客さま情報の共同利用について

当社は、下記の会社との間でお客さま情報を共同利用いたします。

共同して利用するお客さま情報の項目	お客さまの氏名、住所、電話番号等の基本情報、ガス利用状況に関する情報、保安・修理に関する情報、ガス設備・機器・建物等の情報、ガス機器等のリース契約情報、ガス工事に関する情報
共同して利用する者の範囲	静岡ガスエネルギー株式会社、静岡ガスリビング株式会社、エリアカンパニー　エネリア各店
利用する者の利用目的	「(2) 利用目的について」に掲げる業務
お客さま情報の管理について責任を有する者	静岡ガス株式会社

5. お客さま情報の照会・訂正・削除等について

ご自身の情報に関する照会や、訂正、追加又は削除については、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で照会への回答、情報の訂正、追加又は削除をいたします。

6. 法令等の遵守について

当社は、お客さま情報の保護に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記における取り組みを必要に応じて見直し、その改善に努めます。

7. お客さま情報の受付窓口

静岡ガス株式会社各支社
静岡支社　054-285-2111
富士支社　0545-52-2260
東部支社　055-927-2811

以上

11 ガス臭いと感じたときは、すぐガス事業者へ連絡！

都市ガス警報器が作動したり、
ガス臭いと感じたときはすぐガス事業者へご連絡ください。

⚠警告

- 火気は絶対使用しないでください。
- 着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。

火気厳禁

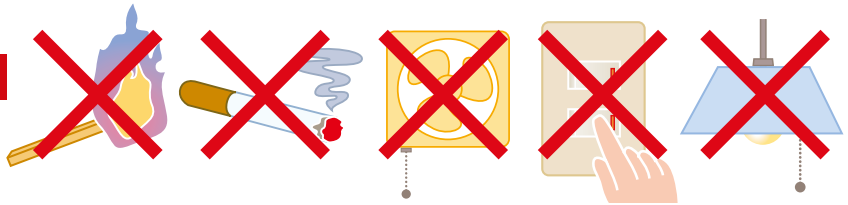

- 窓や戸を大きく開けましょう。

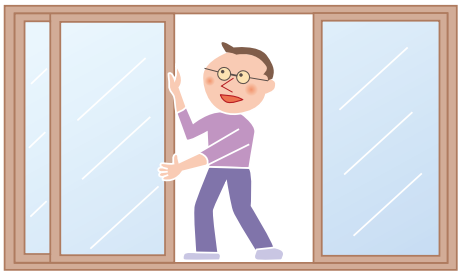

- ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。

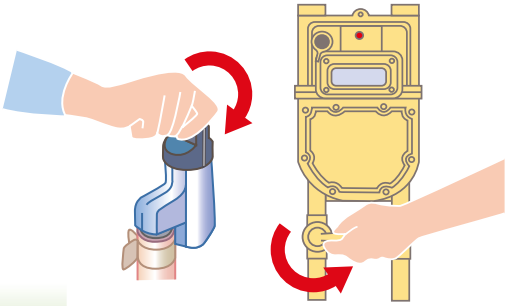

すぐガス事業者へ連絡してください

- お名前
- ご住所
- ご近所の目標
- その場の状況をお知らせください。

静岡ガス株式会社

静岡支社　☎054-285-2111
富士支社　☎0545-52-2260
東部支社　☎055-927-2811

- **地震が起きても、あわてずに！**
  あせらず、揺れが止まってから使用中のガス機器の器具栓、ガス栓を閉めてください。

ガス事業者の主な保安体制

①365日・24時間保安体制
ガス漏れ、ガス事故等の緊急時に備えて、係員と緊急車が常時待機しています。

②保安点検
3年に1回以上、お客さま宅にお伺いし、ガス漏れ点検や給排気設備等の調査などを行っています。